

令和4年4月1日

社会保険労務士会員各位

愛知中央SR経営労務センター
会長 小寺 佐智子

令和4年度雇用保険料率について

平素は、当センターの業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年2月1日に、雇用保険法等の一部を改正する法律案が国会に提出されています。保険料率は下記1のとおりとなります。

しかし、当センターで使用している年度更新システムの対応が難しいため、委託事業所の令和4年度概算雇用保険料率は令和4年4月1日～令和4年9月30日の料率となりますので、ご留意ください。

委託事業所への周知徹底に、ご配慮下さい。

なお、令和5年度年度更新で確定不足が発生するのが心配な場合は、新年度賃金見込額を「2.前年度と変わる」としていただいて、雇用欄は確定賃金額を20%程増額していただいた金額をご記入ください。その場合、労災欄は確定賃金額と同額をご記入ください。

記

1 令和4年度雇用保険料率

	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日	令和4年10月1日～ 令和5年3月31日
一般の事業	9.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	11.5/1000	15.5/1000
建設の事業	12.5/1000	16.5/1000

2 委託事業所令和4年度概算雇用保険料率

一般の事業	9.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	11.5/1000
建設の事業	12.5/1000